

## その他の支援制度



## 育児休業給付

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合、男女を問わず給付金が支給されます。

### ○ 支給対象者

- ・ 1歳（一定の要件に該当した場合は1歳2か月、さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳）未満の子を養育するため育児休業をする雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者
- ・ 育児休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12か月以上ある者

### 期間雇用者への育児休業給付の適用

休業開始時に同一事業主に1年以上継続雇用され、かつ、1歳6か月又は2歳に達する日を超えて引き続き雇用が継続する見込みがあれば、育児休業給付の対象となります。

### ○ 支給金額

#### 育児休業給付金

休業期間中の各支給対象期間（休業開始日から1か月ごとに区切った期間）ごとに支給されます。休業を開始する時点で、休業終了後に離職することが予定されているものは対象外となります。

支給額=休業開始時の賃金日額×支給日数×67%（ただし、休業の開始から180日経過後は50%）

- ・ 支給対象期間において、就業していると認められる日数が10日（10日を超える場合は、就業している時間が80時間）以下であることが必要です。
- ・ 最後の支給対象期間には、就業していると認められる日が10日（10日を超える場合は、就業している時間が80時間）以下であるとともに休業日が1日以上あることが必要です。
- ・ 休業中に休業期間を対象とした賃金が支払われている場合は、賃金額が、休業開始前の賃金月額80%を超える場合は支給されません。また、一定の限度額があります。
- ・ 「パパ・ママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」の利用により、育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たすと、子が1歳2か月に適する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。
- ・ 配偶者の出産後8週間以内の期間に、父親が育児休業を取得した場合には、育児休業の再取得が可能となり、一定の要件を満たすと育児休業給付金が支給されます。

☆支給申請・問い合わせ先☆

事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）(P65)

## 介護休業給付

雇用保険の被保険者が介護休業を取得した場合、男女を問わず給付金が支給されます。同一家族について介護休業を複数回取得できる場合については、93日を限度に介護休業給付金が支給されます。

### ○ 支給対象者

- ・ 家族を介護するための介護休業をした雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者
- ・ 介護休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12か月以上ある者

### 支給対象となる介護休業は？

- ・ 負傷、疾病又は身体上、精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業であること。
- ・ 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫のいずれかを介護するための休業であること。

### 期間雇用者への介護休業給付の適用

休業開始時に同一事業主に1年以上継続雇用され、かつ、介護開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を超えて雇用される見込みがあること。

### ○ 支給金額

休業期間について、終了後に一括して支給されます。対象家族1人につき93日を限度に3回までに限り支給されます。休業を開始する時点で、休業終了後に離職することが予定されているものは対象外となります。

$$\text{支給額} = \text{休業開始時の賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$$

- ・ 支給対象期間（休業開始日から1か月ごとに区切った期間）において、就業していると認められる日数が10日以下であることが必要です。
- ・ 休業終了日の属する1か月未満の支給対象期間については、就業していると認められる日が10日以下であるとともに休業日が1日以上あることが必要です。
- ・ 休業中に休業期間を対象とした賃金が支払われている場合は、賃金額が、休業開始前の賃金月額80%を超える部分は支給されません。また、一定の限度額があります。

☆支給申請・問い合わせ先☆

事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）(P65)

## 育児休業期間中の社会保険制度（健康保険、厚生年金保険）

### ○ 育児休業期間中の保険料の免除

育児休業期間中の保険料の免除期間は、「子が満3歳に達するまで」となっています。

育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を取得する被保険者が、事業主を通して事業所の所在地を管轄する年金事務所に申出をすることにより、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等終了日の翌日が属する月の前月までの期間（最長で子が満3歳に達するまで）について、健康保険と厚生年金保険の事業主負担分及び本人負担分の保険料が免除されます。

この、社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来の年金額に反映されます。

### ○ 育児をしながら勤務する方への配慮措置

3歳未満の子供を養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額（給与等、会社から支給される額を1ヶ月平均した額）が低下した場合は、事業主を通して年金事務所へ申出を行えば、子が生まれる前の標準報酬月額のままであったとみなして、将来の年金受取額が低下しないように配慮する措置が設けられています。なお、保険料は増えません。また、この申出は2年間までさかのぼることができます。

☆問い合わせ先☆ 事業所の所在地を管轄する年金事務所(P66)

## 育児休業期間中の税金の取扱い

休業中でも、賃金の支払いがあれば、その分の所得税は納付しなければなりません。無給である場合には所得税はかかりません。なお、「育児休業給付」については非課税とされています。しかし、住民税は前年の所得について課税されますから、前年1年に所得があれば住民税は支払うことになります。

ただし、一時に納税することが困難であると地方公共団体の長が認める場合は、本人の申出により、休業期間中1年以内に限って、住民税の納付が猶予されることがあります。

猶予された分の住民税は、職場復帰後に徴収されます。

☆問い合わせ先☆ 各市町村の住民税窓口